

# シリーズ地籍調査！ その5



## ひっかい み てい 筆界未定と費用負担について

### 1. 筆界未定について

地籍調査において、土地所有者が一筆地調査に立ち会わない場合、現地を確認していただけない場合、また立ち会っても最終的に境界が決まらない場合は、「筆界未定」として処理されます。

調査区域全部の境界が決定するまで地籍調査を終了できないとしたら、地籍調査そのものが進まなくなってしまうため、この様な手続きが定められています。

筆界未定地は境界の測量ができないため、地籍図に次の（例2）のように記載されます。

（例1）境界が確定した場合

1	2	3	5
	4		

（例2）2番と3番と4番が筆界未定

1	(2+3+4)	5
---	---------	---

### 2. 筆界未定地となった場合のデメリット

地籍調査終了後、筆界未定地になると、当事者が筆界未定の解除手続きをされなければ、永久に「境界紛争地」ということになり、次のような重大な損失をもたらします。

- ①分筆・合筆ができない。
- ②地積更正ができない。
- ③地目変更ができない。（農地である場合、農地転用が難しくなります。）
- ④土地の売買や抵当権を設定する際に、筆界未定の相手方の承諾が必要。

筆界未定地を解除するためには、当事者が法務局で解除の申請手続きを行わなければなりません。その場合、地積測量図等が必要となり、これらは全て当事者負担となるため、相当多額の費用が必要となります。

### 3. 地籍調査の費用負担について

地籍調査の費用負担は、おおむね次のとおりであり、原則として個人負担は発生しません。

区分	国	県	町	個人
割合	50%	25%	25%	0%

ただし、立会における交通費などの経費は、個人の方にご負担いただくこととなります。

— **地籍調査！**（あなたの土地を再確認）子や孫に **悔い** を残さず **杭** 残そう！ —

地籍調査を順調に進めていくために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

役場建設課用地係 ☎ 77-3618